

環境基本法の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の指定（昭和47年岩手県告示第558号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前					改正後				
別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定					別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類 型の指定				
水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考	水 域	該当類型	達成期間	暫定目標	備 考
[略]					[略]				
[略]					[略]				
北 上 川 支 流 水 域	磐井川中流（ 黒沢橋から磐 井川と吸川と の合流点まで の磐井川本流 ）	[略]	<u>5年以内 で可及的 速やかに 達成</u>	<u>昭和48 年7月 3日適 用</u>	北 上 川 支 流 水 域	磐井川中流（ 黒沢橋から磐 井川と吸川と の合流点まで の磐井川本流 ）	[略]	<u>直ちに達 成</u>	<u>令和4 年3月 25日適 用</u>
	磐井川下流（ 磐井川と吸川 との合流点か ら磐井川と北 上川との合流 点までの磐井 川本流）	C	<u>5年以内 で可及的 速やかに 達成</u>			磐井川下流（ 磐井川と吸川 との合流点か ら磐井川と北 上川との合流 点までの磐井 川本流）	B	<u>直ちに達 成</u>	
	久保川（久保 川と磐井川と の合流点より 上流の久保川 本流）	[略]				久保川（久保 川と磐井川と の合流点より 上流の久保川 本流）	[略]		<u>昭和48 年7月 3日適 用</u>
[略]					[略]				
[略]					[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。					備考 改正部分は、下線の部分である。				